

令和6年度第6回東久留米市社会福祉審議会及び令和6年度第6回包含計画検討部会
会議録

日時：令和7年1月22日（水）
午後7時00分～8時20分
場所：703会議室（市役所7階）

【当日配付資料】

- ・資料1 「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）案に対するパブリックコメント」

【事前配付資料】

- ・資料2 「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）案」
- ・資料3 「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）概要版」

1 開会

事務局：

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今より、「令和6年度 第6回東久留米市社会福祉審議会及び包含計画検討部会」を開催いたします。

会議冒頭の進行を務めさせていただきます、福祉総務課長の明日でございます。本年も、どうぞよろしくお願いたします。計画の策定にあたりましては、本日が最後の審議会となっております。最後までどうぞよろしくお願いたします。

本日の会議の開催につきましては、東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定により、審議会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。本日の欠席者は2名でございます。出席者は半数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

議題に入ります前に、会議の傍聴についてでございますが、令和5年度第1回審議会でご確認いただいておりますように、会議の傍聴希望がございましたら許可することとさせていただきます。ご承知おきのほど、よろしくお願いたします。

配付資料の確認

事務局：

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。本日、机上に配付しております資料につきまして、確認をお願いいたします。まず、本日の審議会及び部会の次第が1枚。資料1「地域福祉計画（第4次改定）素案に対するパブリックコメント」と書かれた資料が1枚。資料2「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）（東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画）（案）」と書かれた資料が1部。資料3としまして、概要

版が1部。以上となっております。配付資料はございますでしょうか。

それでは、ここから議事進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長：

改めまして、皆さん、こんばんは。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。早いものでこの審議会も今日が最終回ということで、改めて、あっという間だったなという思いをしながら、皆さんの顔を拝見するのもこれで最後です。またお会いができるかと思うのですけれども、これだけ回を重ねてくると名残惜しい気持ちです。このようにして人間関係はできていくのだろうなということも思いながら、貴重な時間をありがとうございました。閉会の挨拶のようになってしまいましたけれども、すみません。今日が最後ですので、ぜひよろしくお願いいたします。とは言いながら、今日はもうほぼ完成版の確認をいただく段階になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 パブリックコメントの実施結果について

会長：

それでは次第に沿って、次第2「パブリックコメントの実施結果について」、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

事務局：

それでは、資料1「地域福祉計画（第4次改定）素案に対するパブリックコメント」をご覧ください。地域福祉計画（第4次改定）素案に対するパブリックコメントを令和6年12月2日から12月23日までの期間で実施し、お一人の方から9つのご意見をいただきました。表の左側にいただいた意見の内容、右側に意見に対する方針等を記載してございますので、1つずつご確認をお願いいたします。

まず1つ目は、地域福祉コーディネーターの配置に関するご意見でございます。内容といたしましては、現状、地域福祉コーディネーターの配置が西部地区1名のみとなっており、これを中部地区・東部地区を含めた3エリアにそれぞれ配置すべきであるとのご意見でございました。このご意見に対する方針としましては、実際に計画にも記載してございますが、計画期間10年間のうち、前期5年間に各エリアに1名ずつ、計3名の地域福祉コーディネーターを配置する予定となっているという旨、記載をしております。

2つ目のご意見は、ひきこもりの相談支援体制についてでございます。相談窓口の明確化、広報・周知方法の工夫、多機関連携等を市が中心となって進めるべきとのご意見でございました。このご意見に対する方針につきましては、ひきこもりの相談窓口や相談体制等については、現段階ではまだ明確な回答ができないため、今後実施していく重層的支援体制整備事業の体制整備の中で検討していく旨、記載してございます。

3つ目のご意見は、福祉の担い手不足に対し、養成や研修の充実、報酬の増額や労働条件、環境の改善に取り組んでほしいとのご意見でございました。地域福祉の担い手不足につきましては、計画の重点取組の中でも触れているところでございます。このご意見に対する方針につきましては、支援者の現状や活動の周知、情報発信の強化、養成講習・研修の充実を図り、担い手の確保と育成、活動環境の整備に取り組んでいく、といたしました。

4つ目のご意見は、各関係団体への経済的支援の必要性についてでございます。このご意見に対する方針につきましては、現段階で経済的支援について明確な回答をすることは難しい状況でございます。現状、市は市内のNPO法人に対して補助をしておりますので、その旨、記載しております。

裏面に移りまして、5つ目のご意見でございます。活動している団体や個人への積極的な育成支援についてでございます。このご意見に対する方針につきましては、活動している団体や個人への養成講習・研修の充実を図り、人材の確保・育成に取り組んでいく旨、記載いたしました。

6つ目のご意見は、今後、複雑な課題を持つケースが増えていく中では、専門的な研修が必要であるとのご意見でございます。このご意見に対する方針としましては、先ほどのひきこもりのご意見と同様、今後実施していく重層的支援体制整備事業の中で検討していく重要な課題であると認識しておりますため、その旨、記載しております。

7つ目のご意見は、支援に結び付きにくい人へのアプローチについてでございます。計画の施策展開の中で、支援が必要にもかかわらず、自らSOSを発することが難しいケースに対しては、アウトリーチ活動を通じて、支援が必要な人やその家族の状況を早い段階で発見する取組を関係団体・事業者・関係機関と連携して進めると記載しておりますので、このご意見に対する方針にもその旨、記載しております。

8つ目のご意見は、成年後見制度について、市民後見人の養成ばかりではなく、障害のある人等の後見については、専門職の活用が適切とのご意見でございました。このご意見に対する方針につきましては、後見人の担い手不足が進んでいく中では、引き続き市民後見人、東京都では社会貢献型後見人と呼んでおりますが、こちらの育成に注力してまいりますということと、ご意見のとおり、弁護士や司法書士・社会福祉士等の専門職の活用を進めていく旨、記載してございます。

最後のご意見は、パブリックコメントの募集方法の要望についてでございます。わかりやすく、意見を出しやすい工夫（素案の設置場所の拡大、説明会の開催、概要版の作成など）を要望するものでございます。このご意見に対する方針につきましては、他部署のパブリックコメントでも同様のご意見がございましたので、そちらの回答とも整合性を図りながら作成いたしました。素案のページ数が多く読み込むのが困難、概要版を作成してほしいとのご意見がございましたが、計画全体をご覧いただいた上でご意見をいただきたいこと、概要版は確定した計画を元に作成することとしている旨、記載いたしました。また、わかりやすく意見を出しやすい工夫として、説明会の実施につきましては、昨年8月に市民を対象とし

た住民懇談会を実施いたしましたので、その旨を記載し、その他のご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただき、記載いたしました。

説明は以上となりますが、ただ今ご説明いたしました意見の内容及び意見に対する方針等につきましては、本日の社会福祉審議会でご審議いただきました上で、その後、理事者に説明をした上でホームページに掲載する予定でございます。以上です。

会長：

ありがとうございました。お一人の方からかなり詳細にわたったご意見をいただいたのだと拝見しておりました。この審議会でもかなりご意見であったり、議論されてきた内容を、同様にやはり市民の方も同じような思いをされるのだということがとても読み取れるのではないかと思います。

事務局のほうから、この意見に対する方針などをこのような形でというご提案がありましたけれども、いかがでしょうか。ご意見ある方、ご質問など、いただければと思います。

文面でご意見いただいているので、真意であったり、さらなる思いのようなところは想像しなければいけないところも若干あるので、どうしても抽象的な答え方にならざるを得ない部分も、こういった場合はあるのかなと思うのですけれども、とはいえ、何かご意見いただける方がいらっしゃれば、ぜひ。磯部委員、お願いします。

委員：

会長が言ったように、この場で話し合った内容が多いということです。その中で、実態としてどうつかんでいくのかというのが大事かなと思っています。ひきこもりも、障害分野で私が担当したケースもあって、きょうだいに障害があってそのお兄ちゃんがひきこもりになっているという、これを精神科にどうつなげるかというところでやりとりをしているので、やはり我々福祉を提供している事業所にとっても、ひきこもりというところについてはいろいろな形で関係があるのではないか、経験があるのではないか。そういう経験を出し合いながら取り組んでいくということをぜひしていきたいということです。

あと、成年後見ですけれども、障害分野ではなかなか成年後見が進んでいません。実態としては、かなりそれに近い人たちが、利用者の中でも必要とされている方がいるのですけれども、ほとんどが親や障害がある人のきょうだいで、第三者にどうですかと勧めているのですけれども、障害がある人たちは、家族も含めて置かれていた状況が、なかなか社会に認められない時代が長かったということもあるので、そこから第三者にお願いするという気持ちに親御さんはならないのかなというところでは、やはり時間をかけて1つずつ事例を重ねていかないと、ここは進めていけないのではないかなと感じております。

意見と感想です。

会長：

ありがとうございます。非常に大事なお話をいただいたと思ってお聞きしております。ひきこもり、何か1つの取組をすれば、解消されることもありますけれども、そうではなくて、様々な多方面から、それこそ重ね合わせて、考えを何度もあぐねてという取組を継続しなければいけないということは私も同感です。なかなかこの意見に対する方針というところでは当然書けない内容だとは思うのですけれども、であるからこそ、やはりこういった場も大事ですし、これが終わっていったあと、こういったことを議論したり意見交換したりというような場作りにぜひつながっていただきたいなという、これも私の個人的な思いでもあります。ありがとうございます。

今のご意見に対して、事務局のほうで何かコメントありますか。なければいい結構です。

事務局：

感想という形でいただいたのですけれども、ひきこもりにつきましては、家族会を立ち上げて、運営の補助をしていく段階です。

市民後見人のほうは、もう既に社協に委託をして養成を進めているところでございます、今後も計画的にやっていくといった中で、確かに障害者の方の必要性和その実態が合っていないということはあると思うのですけれども、そこは少しずつ解決していくところなのか。その時代に合った援助のやり方があるのかなと思われま。

会長：

少し思ったのですけれども、今の〇〇委員のお話、事務局のお話を踏まえて、この意見に対する方針のところ、ここで表現する限界が非常にあることは重々承知なのですけれども、この「重層的支援体制整備の中で検討をしてみたい」という言葉の中に、ものすごくいろいろなことが本当は入っている話です。これを、何かもう一言あるといいなと。

例えば2番目の意見のところに書いてある、今のひきこもりのところなのですけれども、こういった相談窓口をもっと工夫していったり、連携を図ってくださいというご意見に対して、まさにそのとおりなのですが、重層的支援体制整備事業でそこを、体制を図っていききたいというのも、本当に答えとしては合っているのですけれども、その意味ですよね。重層的支援体制整備事業というのは、これまでやっている事業をさらに連携強化して、そして、それを積み重ねていきたいと思います。単に重ね合わせるだけではなくて、それを積み上げていくというようなことで包括的な支援というものができていくのだということだと、私はそう解釈しているのですけれども、その辺りは、磯部委員がおっしゃったような、そういうことを積み重ねていくという大事なキーワードにつながるなと、私はそんなことを思いました。

ですから、裏面にも、「重層的支援体制整備を進めていく中での課題だと認識している」と、全くそのとおりなのですけれども、何かもう一言入れられると、読み手のほうも、そういった非常に重要な事業であり、そういったことをこれからもやっていくのだなというよ

うなことを少しでも認識していただけると親切なのかなと、私の立場で、私の意見なのですからけれども。皆さんはいかがでしょう。お願いします。

委員：

同じような意見なのですからけれども、〇〇委員と会長もおっしゃっていただいたように、ひきこもりというのは、イメージは割と若い方で 10 代から 50 代くらいと思うかもしれないけれども、そんなことはなくて、かなりご高齢で一人で暮らしている、ほかとつながれないような方もひきこもりと表現されると思うのです。認知症を抱えている方でひきこもりということは、表現として浮かばないかもしれないけれども、かなりそういったことがあります。しかも、ひきこもりと一言で言ってしまいますけれども、本当に複合的な様々な課題があって、〇〇委員がおっしゃったように、ご家族の問題や疾患の問題、環境的な問題、個人因子、環境因子、様々な要素が絡んでいるのかなと思うのです。

だからこそ、おっしゃっていただいたように、重層的支援体制というところがとても大事になっていく。今回の計画でそれが初めて盛り込まれて実行されていくというところなので、ここで一言であっさり終わってしまうのではなく、例えばどこに相談すればいいかわからないということだったので、先ほど配られた、51 ページの「地域課題や困りごとの発見・相談・支援の仕組みの充実」のようなところをもう少しわかりやすくするか、パブリックコメントの裏面のところで、「SOS を発することができない、支援に結びつきにくい人たちも潜在」というところで、「アウトリーチ活動を通じて」ということも明記しているので、この 51 ページに書いてある機関がアウトリーチしていくということも少し、相談に乗るし、こちらからも問題を見つけて解決に向かいます、のような感じのことが、この中から拾って展開できるのではないかと感じました。

「アウトリーチ活動を通じて、支援が必要な人やその家族の状況を早い段階で発見する取組を進めてまいります」というのは、力強いと思いました。ぜひ取り組んでほしいと思います。そのお手伝いを、私たちもひきこもりは 50 代から 70 代まで対応させていただいているので、一緒に地域づくりを進めていけたらと思っています。すみません、長くなりました。

会長：

ありがとうございます。総じて言うならば、重層的支援体制事業のあとに、この計画の中でもこの辺りに触れていますということが少し書いてあるだけでも、非常にわかりやすくなるのかなと。重層の説明をするというのは、これまた方向が変わってきてしまうので、それはそれで難しいと思いますので、せめてこの計画の中で、この辺りのところで関連していますというような、そんな表記があるといいのではないかと思ったところですが、皆さんはいかがでしょう。そのような感じで、うなずいていただいている感じではありますが、事務局はいかがですか。今日は言葉まで出すということは難しいと思うのですけれども、この

辺りを踏まえていただくことは可能でしょうか。

事務局：

少し追加する形で追記して、前になるのか後になるのかというのはさておきですけれども、このあっさりした文言を、1つ加える形で作っていきたいと思います。

会長：

ということで、今日がもう最終になりますので、ここは一任をするということでご理解いただければと思います。そのほか、いかがでしょうか。

委員：

今のことで、いいですか。

会長：

続きであれば、どうぞ。

委員：

確認ですけれども、追記する項目は、今おっしゃったのは、ひきこもりのところの重層的支援体制事業の中でというようなところをもう少しわかりやすくとか、それから、裏面の「複雑な多くの課題をもつ」というところの重層的のどちらにも当てはまると考えてよろしいですか。

会長：

私は、関連するところということですので、どちらにも当てはまると。この「意見の内容」というところの文面をお読みしていると、もちろんひきこもりというところからその問題提起をされていますけれども、実際には、そこから様々な連携の話というところにまで及んでいますので、この計画の中でひきこもりの面だけではなくて、こういった関係機関の連携とか、そういったところまで、ここは少し読み返していただいと申すしかないのですけれども、そんなイメージで、今、発言しました。

委員：

なので、この中でどことどこということをきちんと事務局にお伝えしておいたほうがいいのではないかと申すので、今、発言させていただきました。

会長：

なるほど。いかがですか。今、どことどこと出ますか。出るのであればぜひ発言いただき

たいのですけれども。

委員：

先ほどからご意見が出ている、このひきこもりのところ、それから、裏面の2つ目です。

会長：

そうですね。「複雑な」というところですね。

委員：

はい。あとは、先ほどからの成年後見のことについては、今、「弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職についても活用」というところですが、そこは養成とかはできない部分なので、市民後見人についての整備とか、人材を求めていくくらいのことしかないと思うのですが、そこに何か加えられるものか、どうかと思いました。

会長：

ありがとうございます。今、お話を再度確認すると、表面の2番目のご意見のところ、そしてまた、裏面の上から2番目のところ、そして、上から4番目の後見人というところ。この部分について、この計画の中でどの辺りで触れているのかというところ。最後の後見人の話は……

委員：

すこし難しいかと。

会長：

そうですね。どう載せるかというのを議論すると、またそこを議論し直さなければいけなくなってしまうので難しいかもしれないのですけれども、この3点で、この計画の中でどこでその辺りを触れているのかというところを少し追記いただければという、そういった意味合いでよろしいですか。

委員：

はい。

会長：

すみません。できますかという聞き方はしませんけれども、事務局のほうで、イメージとしては共有できましたか。

事務局：

イメージとしては、基本的に 51 ページ辺りが中心になって、「地域課題や困りごとの発見・相談・支援の仕組みの充実」というところがメインになるのではないかという気はしています。

会長：

繰り返して恐縮ですが、今日は最終なので、ここはもう、どうか鋭意よろしくお願ひしますという言い方でしかないのですけれども、今、ご意見をいただきましたので、ぜひそこを踏まえていただければということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。では、森委員もぜひお願ひします。

委員：

最終ですので、文言をというよりも、パブコメのやりとりを拝見しながら少し感じていますが、非常に難しいケースが増えてくるから、やはり専門家の対応が必要とか、重層が必要というような感じが受け取れる気がしています。重層的支援体制事業そのものは、国の実施要項で言っているのは、3つ重なり合いをつくっていくという中で、高齢・障害・児童など、そういう分野を超えてということと、人の暮らしに連続性をつくっていくということと、もう1つ言っているのが、制度福祉とインフォーマルな地域活動との連携ということを行っています。

そうすると、この専門家領域の連携だけを強化していくのが重層ではなく、先ほどの市民後見人のところにつながる話なのですけれども、実は東京都社会福祉協議会で、午後に都内の市民後見人に登録されている方のフォローアップ研修をずっとやっていたのですけれども、1つの市民後見人が関わった事例に対して、市民後見人の人がこんなに手を挙げるのかというくらい質問が殺到して、このところでどうしてこういう判断をしたとか、こういうふうに判断したとか、とても市民らしい、「ああ、そこを気にするのだ」ということがたくさんありました。

だから、本当はこの後見人のところの障害のある方について、確かに、ここで指摘されている専門的な知識とか技術が必要とあるのですけれども、そこと併せて、障害のある人のことも市民が当たり前に関われるというような、そこは目指す必要があるかと思うので、全体的にやはり少し、専門家の対応力を高めるとともに、それを通じながら市民に理解してもらおうということを並行してやっていく必要があるのではないかと感じているところです。

これは計画の文言をどうのこうのというよりも、目指すところはそこであったほうがいいのではないかという感想です。

会長：

なるほど。さすが社協さんですね。ありがとうございます。重層事業の大事な1つである

地域づくりとか地域の基盤づくりというところは大切なところですよ。確かにこのご意見をいただいた方は、少し福祉専門的な立場にいらっしゃったのかどうかわかりませんが、非常にそういったところに関心を強くお持ちの方なのかなという印象があります。だからこそ、やはり地域づくりも大事だというような、そのニュアンスを、この意見に対する方針等のところで少し触れていけるといいのかなと。

そうすると、先ほどの話のとおり、やはり重層の部分であったり、先ほどの後見人の担い手不足というところでの説明であったり、地域づくりとか誰しものがとか支援することができるのだとか、こういった文言を少し入れられるとよろしいのでしょうか。

そういうご意見でございますが、いかがでしょうか。

委員：

そういう意味で、成年後見のところの回答の仕方で、担い手不足ということでの市民後見人という話になってしまうと、市民を資源として使うようなニュアンスになってしまいます。なぜ市民後見人かというのと、先ほど申し上げたように、難しいと思われている障害のある人の対応を、本当は市民の人が普通にまちの中で関われるということを目指していくのが市民後見人だと思うので、数が少ないからというところではなく目指したほうがいいのではないかと考えています。

会長：

市民性の力の発揮とか、そういう意味合いですよ。市民だからこそできる役割というのを、この後見人の担い手というところに生かしていくのだという、そういったニュアンスでしょうか。そういうご意見もいただきましたけれども、事務局として何かコメントはありますか。

事務局：

よろしいでしょうか。今回、パブリックコメントを受けて、今、案をお示ししていますけれども、要するに、パブリックコメントをいただいた中で、計画の中を変えたというところは特にないというところなのです。

会長：

そうですね。

事務局：

例えば今のお話でいくと、54 ページの「主な取組」というところがあるかと思うのですが、今回の案の中ではこういう取組をしていくということにさせていただいておりますとかという方針とか、意見に対する回答ということで、今までいただいたご意見も、

今回、計画の中でこういうふうにさせてもらっているというような内容でお答えするということはどうでしょうか。

会長：

本来はそうですね。本来パブリックコメントは、これに対しての質問に対しての答えなので、新たにここで新しい答えを生み出すということではもちろんないと思うので、ここに書いてある内容をうまく、発展も少しあるかもしれないのですけれども、若干膨らませることはあるかもしれないのですけれども、そうですね。

事務局：

参考に、少し流用しながらお答えするというように。

会長：

基本スタンスは、そういうスタンスかなと。すみません。もうここで内容を議論することはもちろんないので。ただ、今、例えば森委員がおっしゃったようなことなども、この計画の中で本当は伝えたかったところではあると思いますので、この辺りを少し引っ張っていただけたらというお願いでございます。

委員：

もちろん、ここまでこの計画を作り上げてくださったのはとても前進していると思いますし、もう1つ、やはり東久留米市社協さんの活動計画と両輪になってというところで、私が申し上げたことも、そこで一緒にやっていくことだと思うので、全てここで網羅するというよりも、がっちり固めてもらったものと社協で取り組んでいることが一緒にできればいいかなと思います。ここに何か文言をとかというよりも、そんな考え方が少しここで議論されたということが……

会長：

大事なところですね。ちなみに、明日、社協のほうも委員会がございますので、そこもしっかりとつなげていければと思います。

よろしいでしょうか。そのほか、何かこのパブリックコメントに対してのご意見はございますでしょうか。お願いします。

委員：

感想に近い形になりますけれども。

会長：

感想でもどうぞ。

委員：

例えば一番最初のところで、意見内容で、地域福祉コーディネーター配置が1名で、検討すべきだとして書いてあって、意見に対する方針が、「3名配置する予定です」と、とてもわかりやすく書いてあるのです。ただ、先ほど冒頭で北川会長が言ったように、意見に対する方針が抽象的になりやすく、例えば3番目に「福祉の担い手の不足は恒常化し、定着率も最低です」、このことに対しての方針の、「支援者の現状や活動の周知」などはなかなか難しいと思うのです。私としてはやはり、「活動の周知」は具体的にどう周知するのか、「支援の現状」は今どういう現状なのかとか、「情報発信の強化」はどのような強化なのかとかというところが、もし、今お話が出た中で、引っ張り込めるのであれば少し具体的なことを出していくと見えやすいかと。すみません、なかなか難しいとは思いますが、抽象的すぎてしまうとわかりづらい感じがして。今までの議論の中で、この一番最初のコーディネーターは3名配置という具体的なところがあるのであれば、少しコメントしてもらえるとありがたいかと、わかりやすいかと思いました。

会長：

ありがとうございます。一番上の意見というところはわかりやすく回答が、ここでも議論されましたし、計画の中にも載っているのでも、答えやすいと思うのですが、下から2番目のご意見に対しては、どうしても抽象的な答えです。「本腰を入れてください」の本腰というのは具体的にどうするのか、この計画の中でうたっていることが本腰だと説明するのもなかなか難しかったりとか、そんなことも含めてこのような表現になっていますけれども、事務局のほうで何かコメントはございますか。

事務局：

この意見は、ひきこもりとは別にしまして、ここについては42ページに書いてある重点取組3を引用して、そのまま回答している状況でございます。

地域福祉コーディネーターは、方針としまして、もう3つのエリアに地域福祉コーディネーターを配置するというのはこの中でうたっていますので、具体的に書きやすかったのですが、これ以外に具体的にうたっているところがあまりなく、計画上どうしていくのか、今後また計画をやっていく上でいろいろと考えていくところかと思っています。それで、回答としてはこういう形になっているというのが現状でございます。

会長：

「善意のボランティアのみではなく報酬の増額や労働条件や環境改善に」という要望・

ご意見に対して、具体的に数値であったり事業として答えるということがなかなか難しい結果になっているという解釈で、この42ページの文言を持ってきたという解釈なのではないかと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。できるだけ計画もより具体的に、明確に示せていただければいいのですけれども、その限界もある中で、このようなお答えというふうにご解釈させていただければと思います。それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

3 地域福祉計画（第4次改定）案及び概要版について

会長：

それでは、次第3「地域福祉計画（第4次改定）案及び概要版について」ということで、事務局のほうからよろしく願いいたします。

事務局：

では、地域福祉計画（第4次改定）案及び概要版についてご説明させていただきます。お配りの資料2「東久留米市地域福祉計画（第4次改定）〔東久留米市成年後見制度利用促進基本計画、東久留米市再犯防止推進計画〕（案）」をご覧ください。全体の構成に大幅な変更はございませんので、修正や追加があった部分についてご説明をさせていただきます。

まず、第1章「地域福祉計画の改定にあたって」につきましては、前回の審議会から特段修正はございませんでした。

続きまして、第2章「地域福祉を取り巻く現状と課題」についてでございます。

20ページの「(1) 地域活動団体の状況」をご覧ください。前回の審議会におきまして、表でお示しの主な地域活動団体に、地区青少年健全育成協議会やシニアクラブを追加したほうがよいのではないかとのご意見をいただきましたが、団体の活動状況や所管部署の意見、また、他の活動団体との兼ね合いから、記載はしないことといたしました。

21ページの「(2) 相談窓口」として、「かけこみハウス」が市内に多くあり、相談機能を有しているとも考えられるのではないかとのご意見がございました。本ページの一覧では、あくまで市と社会福祉協議会の相談事業を載せております関係から、一覧に追加ではなくて、上段の説明文の2段落目の中ほどに「また、多くの家庭や商店等に児童及び生徒への犯罪を未然に防ぐ『かけこみハウス』への協力を頂いています」といった文言を追記いたしました。

続きまして、31ページをご覧ください。下段に虐待についてのコラムを掲載してございますが、前回の審議会でも、虐待を発見した人には通報義務が生じるためそのことについて記載したほうがよいとのご意見がございましたので、その旨、主な相談先と併せて追記いたしました。第2章についての修正等は以上でございます。

続きまして、第3章「計画の基本的な考え方」についてでございます。

38 ページ及び 39 ページの「2 基本目標と施策体系」をご覧ください。まず、38 ページの「基本目標、関連の深い SDGs ゴール」における基本目標 1～4 について、前回の審議会でも、基本理念から関連のあるキーワードを抜き出して、基本目標の冒頭に付けてお示ししたところがございます。しかしながら、基本目標 4 につきましては、前回の審議会でお示しする段階では、冒頭は「社会の基盤をつくる。」としておりまして、続けて、「安心して暮らし続けられる地域づくり」としておりました。委員の皆様から、他の基本目標には、基本理念からキーワードをそのまま抜き出しているのに、基本目標 4 だけ全く別のキーワードが付されているということに違和感があるとのことをご意見をいただき、前回の審議会で『「東久留米の地域づくり」安心して暮らし続けられる基盤づくり』とすることが決まりましたので、修正をしております。

39 ページの「基本目標の内容」について、幾つか追加・修正がございますが、第 4 章「施策展開」において修正した部分と関連してございますので、後ほど改めて触れさせていただきます。

45 ページをご覧ください。重点取組についてでございますが、上から 3 番目の「認知症のある人の暮らしを支える地域づくり・人材育成」の「方針」における文章が非常にわかりづらいとのことご指摘がございましたので、文言を整理いたしました。また、事業名について、前回の審議会では「認知症の方」と記載しておりましたが、東京都が「認知症の人」「認知症の方」という表現ではなく、「認知症のある人」という表現を用いることとしているため、本計画においても合わせて変更することといたしました。第 3 章についての修正等は以上でございます。

続きまして、第 4 章「施策展開」についてでございます。

53 ページをご覧ください。基本目標 3 の冒頭に『誰もが主役になる』というキーワードを追記しましたが、前回の審議会で、この主役という意味合いがより際立つよう、施策の概要文を修正したほうがよいとのことご意見がございました。本ページの「(1) 誰もが暮らしやすい地域づくりを進める」という施策の概要文について、2 段落目を、「取組にあたっては、当事者（高齢者、障害者、子ども、外国人等）やその家族、事業者等が参加する機会を設け、様々な意見を踏まえて、より良い地域づくりを進めるよう努めます」といった文章に修正いたしました。

続きまして、58 ページをご覧ください。「(2) 緊急時に備え、日頃からのつながりを進める」という施策の概要文について、前回の審議会では、第 1 段落目に、自然災害等の緊急時に自然と声をかけ合うことができるような、防災訓練や防災活動に取り組むといった内容を記載してございました。しかし、防災訓練や防災活動を行うことが地域福祉の推進につながっていくことが重要であり、その旨を記載したほうがよいとのことご意見がございましたので、1 段落目の文章を修正してございます。

また、地域福祉のどこにつながっていくという点で、基本目標 2 の中でも、どこかでそのことに触れたほうがよいとのことご意見がありまして、52 ページに戻りますが、上段の「(2)

市民、地域活動団体、関係機関等が協働する仕組みを充実する」という施策の概要文の中で、1行目の最後から2行目にかけて、「災害時の支え合いを含めた生活課題やニーズの発生を未然に防ぐことができるよう」といった文言を追記いたしました。

第4章「施策展開」についての修正は以上でございますが、この修正に合わせて、39ページの基本目標の内容についても修正いたしました。基本目標2の2つ目の文章、また、基本目標4の2つ目の文章の内容もそれに合わせて、災害の関係で修正をかけております。

続きまして、第5章「計画の推進方策」についてでございます。

60ページをご覧ください。「1 協働を基盤とする計画の推進」についての表の上から4つ目、「関係機関」の説明文について、2段落目の文章で、「教育機関、医療機関、消防、警察、国や都の行政機関」とございますが、前回の審議会で、市民生活において東京都が関与する事業は非常に多く、また、市民からすれば、市も東京都も同じ行政であることから、この施策の一番下に括弧付けで（東京都）などと表記できないかとのご意見がございました。東京都との調整、また、時間等の問題があり、説明文の行政機関の後ろに、（例 児童相談所）という文言を追記する対応とさせていただきます。また、本説明文の末尾について、前回の審議会では、「地域づくりに貢献する役割が期待されます」との表現でしたが、審議会での意見を踏まえ、期待されますを、「担います」に修正いたしました。第5章についての修正は以上でございます。

以降につきましては、特段の修正はございません。63ページ以降に参考資料を記載してございますが、前回の審議会では記載しておりませんでしたので、社会福祉審議会の条例文等を記載してございます。参考資料につきましては、統計データの入力や答申書等で未記載な部分がまだございます。計画案についての説明は以上でございます。

続きまして、概要版について説明させていただきます。資料3「概要版」をご覧ください。計画書にも添付する予定でございますが、概要版にも全てのページに音声コードを添付する予定でございます。また、概要版につきましては、ホームページで計画書を閲覧するページにつながる二次元コードを添付する予定でございます。

概要版の内容につきましては、計画の内容を抜粋し、記載してございます。まず、2ページには「地域福祉計画の改定にあたって」とのタイトルで、計画改定の趣旨、計画の位置付け、計画の期間を記載してございます。

3ページからは「計画の基本的な考え方」というタイトルで、3ページには基本理念の概要、4ページ及び5ページには基本理念、基本目標及びその内容、施策を体系的に記載してございます。

6ページ及び7ページには「地域福祉の4つのテーマ」というタイトルで、東久留米市の地域福祉を考えていく上で4つのテーマを設定し、テーマごとにキーポイントとなる考えを記載してございます。

8ページには「地域福祉を推進する3つの層の考え方」というタイトルで、3つの層の関係図等を記載してございます。

9 ページから 11 ページにかけましては、大きく 3 つ設定いたしました重点取組ごとに、その概要と抽出した取組・事業及びその方針を記載してございます。

12 ページから 16 ページにかけましては、「施策展開」というタイトルで、4 つの基本目標ごとに設定をした施策及びその概要について記載してございます。

最後に、17 ページには「計画の推進方策」というタイトルで、計画の進行管理等について記載してございます。実際のこの概要版につきましては、レイアウトを少し変更させていただきまして、16 ページにする予定でございます。説明については以上でございます。

会長：

ありがとうございました。前回の審議会で出たご意見で修正をしていただいた説明と、概要版についてご紹介・ご説明をいただきました。何かお気づきの点があればぜひというところですけども。お願いします。

委員：

細かいところですけども、計画の 45 ページと概要版の 11 ページを開いていただきたいのですけれども、「認知症のある人の暮らしを支える地域づくり・人材育成」のところです。

もう気付いていただいたので……

会長：

お話しください。

委員：

すみません。前回も指摘させていただいたところで、「高齢化に伴い増加が予想される認知症のある人の」というのが、概要版は前と同じで、「認知症に伴う増加も予想される」となっているので、そこは概要版のほうを直していただくのがいいかと思いました。細かいところすみません。

会長：

いえいえ、大事なところですよ。よく見つけていただきました。

事務局：

ありがとうございます。

会長：

11 ページです。概要版のほうは直っていなかったということです。「高齢化に伴う増加が」

ということです。ありがとうございます。

いかがでしょうか。お願いします。

委員：

本文の 52 ページの、修正いただいた文章の読み方の確認です。ここに災害のことを加えてくださったということなのですが、読み直しますと、「災害時の支え合いを含めた生活課題やニーズの発生を未然に防ぐことができる」という表現なのですが、災害時の支え合いというものを含めた……

会長：

実は私も、ここの文章は先ほど読んでいて引っかかったのです。少しおかしいかなというご指摘です。「災害時の支え合いを含めた生活課題」、支え合いを含めると、支え合いが生活課題になってしまうなというのは、同じく私も思ったところでした。

ここでは、災害時の支え合いがまず日常的にきちんと取り組めるということと、生活課題やニーズの発生を未然に防ぐということなので、ここを区切らなければいけないですね。

委員：

58 ページに「緊急時も平時も互いに支え合う」とあるので、そのような感じで、「緊急時も平時も互いに支え合う関係づくりや」のような感じで、会長がおっしゃったように生活課題やニーズと分けてはどうですか。

会長：

例えば「災害時の支え合いができる関係づくりや」などというふうに区切るということですね。「日常の生活課題やニーズの発生を未然に防ぐことができるよう」とか。「や」が続くので、その修正は少し必要ですけれども。

委員：

要は、災害時に支え合う関係ができていれば、普段の生活課題やニーズの発生も未然に防げるということだと思いのです。

会長：

ここは、最後の日本語の修正というところかと思しますので、そこはこのあと再度作り直しというか、この文面のところは修正をいただくことでよろしいですか。今、お伝えしたように、災害時の支え合いということがまず 1 つあって、そして平時の生活課題やニーズの発生を未然に防ぐということが大事ですと。その意味が伝わっていればいいのですけれども。今のままだと、災害時の支え合いが生活課題というふうにとれてしまう表現になっていま

す。ここの文言をみんなでというわけにもいかないと思いますので、よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、お気づきになった点があればぜひ。もうこれで最後ですので、お願いします。

委員：

全体的に文章を読んでいて、どうしても一文が長く、2つのものをつなげて表現されているような傾向をととても感じます。今の文章もそうです。

それから、58ページの「緊急時に備え」のところ、確かこれはこの前の時に、地域福祉につながる取組として、防災から地域福祉というふう未来へつながっていく文言を入れたらどうかという話が出たと思うのですけれども、それで「防災訓練や防災活動をきっかけに日頃からの地域住民同士のつながりが強まり、緊急時も平時も互いに支え合う地域福祉に誰もが一步を踏み出せるような創意工夫に努めます」という文言が入ったのではないかと思いますけれども、この言葉そのものも意味が非常に取りにくいので、もっと短くして、「誰もが一步を」などは要らないのではないかと思います。ほかの方はどう思われましたでしょうか。

会長：

なるほど。全体的に少し長いという印象を受けるというご発言で、例えば58ページ、確かにそう言われてみると長いです。そう考えると、例えばこの「一步を踏み出せる」などという言葉はなくてもいいのではないかとご意見でございました。

この辺りはもう、全てを読み返すことは難しいですし、最後は事務局のほうで努力していただくしかないのかなというところでしょうか。1ページ目から分担してチェックしましょうというわけにもいかないので、そう言われてみると、確かに全体的にみんなワンセンテンスが長いというのは、●●委員がおっしゃったとおりです。そう言われてみると確かに感じます。

事務局、いかがでしょうか。

事務局：

全体を短く全部直すというのは今からは難しいので、日本語が合っているかどうかを確認して、おかしいと思うところは直していきたいと思います。

会長：

はい。ということで、そこは大変だと思いますけれども、市の名前が出る計画ですので、よろしく願いいたします。

そのほか、お気づきの点などはございませんでしょうか。

委員：

概要版のところで、よりわかりやすくなるというレベルですけれども、6ページ、7ページです。本文のほうでは、市民意識調査などを並べたあとに矢印を付けてこのキーポイントが表されているのですけれども、概要版ではキーポイントの下にすぐ「市民意識調査より」というのが入っていて、目立つものが上にあって、根拠が市民意識調査にあるという形で、並びが何となくわかりにくいので、本文のように、市民意識調査のところから矢印を付けてあげるとわかりやすくなるのではないかと思います。

会長：

なるほど。

事務局：

そこはデザインが少し変わる予定です。

会長：

そうなのですね。

委員：

趣旨はそういうことです。

事務局：

はい。

会長：

6ページ、7ページで、「市民意識調査」というのが下にあるのですけれども、これが上にあって、そしてキーポイントへという流れのほうがわかりやすいのではないかというご意見でした。本文がそのようになっていると。

委員：

本文の30ページ辺りですが、「市民意識調査」というところからキーポイントのほうに矢印が出ています。

会長：

そうですね、なるほど。この辺り、少し見栄えというか、わかりやすくしていただいと
いうことです。今、最終デザインにもう入っているかと思うので、よろしくお願ひします。
そのほかは、いかがでしょうか。

委員：

先ほど説明いただいたことの補足的なところで、「認知症のある人の」と入れてくださいました。東京都の認知症の施策の基本計画の委員会で、中間まとめをまとめている、その中で当事者の委員の方が、「認知症の人」という言い方ではなくて、「認知症のある人」という表現にしてほしいという発言をされたことを受けて取り込まれたものなので、とてもタイムリーにいい形に反映して下さったなど、先ほどご説明を聞いて思いました。

会長：

なるほど。素晴らしいことを聞かせてもらいました。当事者の方の発言として、「認知症のある人」という形になったと。

委員：

はい。国のほうは「認知症の人」になっているのですけれども。

会長：

ありがとうございます。そういうことは大事ですね。つい無意識に使っていますね。私も、「障害者」と言ってしまうのですけれども、「障害のある方」とか「障害をお持ちの方」とか、気を付けなければいけないと。

委員：

それも、障害者から言うと、「お持ちの方」という言い方は嫌ですというのも言われています。「障害者」と言ってくださいと。お荷物ではありませんと。

会長：

なるほど。いろいろな見立てがありますね。

委員：

こちらは配慮して「お持ちの方」と思うのだけれども、障害者には、そうではないよと感じる人もいますよ。

会長：

そういう人もいらっしゃるのですね。ありがとうございます。

いかがでしょうか。お気付きの点、よろしいでしょうか。ここまで来てしまうと、全体的にどうのということは難しいのですけれども、小さなところでも、お願いします。

委員：

概要版の6ページの、「困りごとを早期に把握するアウトリーチ活動を充実する」について、アウトリーチはとてもなじみのある言葉ではあるのですが、51ページには、アウトリーチに「積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける活動」とあります。その下の「情報のアクセシビリティ」は「(利用しやすさ)の向上を図ります」と入っているので、アウトリーチの説明も、せっかくここにあるので同じものを入れるとわかりやすいかなと思いました。もしかすると、デザイン的に長くなりすぎるのかもれませんが、わからないと割と言われたりするのです。

会長：

確かにそうですね。

委員：

概要版で皆さんが手に取りやすいのだったら、「へえ、積極的に来てくれるというのがあるんだ」のようなことが伝わるとよいと思います。

会長：

慣れると、どうしても横文字を使ってしまうのですが、初めての方にとっては、やはりぴんとこないというのは確かにありますね。6ページのテーマ2の、アウトリーチというところに少し説明書きが追記できればというご意見でした。

委員：

51ページにあるのと同じに。

会長：

51ページにあるような、括弧の文面ですね。そこは最後に、デザインも踏まえて……

事務局：

デザインも踏まえて検討したいと思います。

会長：

お願いします。

あと、ここはと気になるころがあれば、最後ですのでぜひ。

ちなみに、13ページの施策展開のところのアウトリーチには括弧で説明書きが入っています。やはり統一ですかね。

よろしいでしょうか。あと1時間かければたくさん出てきそうな気がしないでもないで

すけれども、それはそれで切りもよろしくないので、どこかでは区切らなければいけないところですが。皆さん、よろしいですか。それでは、一応どこかでは区切らせていただいと
いうことで、ありがとうございました。皆さん、本当にありがとうございます。

4 その他

会長：

それでは最後、次第4「その他」でございます。事務局のほうからお願いいたします。

事務局：

今後のスケジュールについてでございます。いただいたご意見を踏まえ修正をかけた
て、2月5日に答申をするという流れを予定してございます。

計画策定にあたりまして、審議会は今日が最後でございました。1年半、長い間、皆様と
ともにこの計画を作り上げました。どうもありがとうございました。計画というのは、完成
して終わりではなく、ここが始まりですので、これからさらに皆様方のお知恵をお借りしな
がらこの計画を実行に移していく段階で、計画がスムーズに進むように皆様からまたいろ
いろとお力を頂戴したいと思っております。その時はご協力のほど、ひとつよろしくお願
いいたします。関係機関、関係者、市民の皆様とともに、これを着実に遂行していくことが、
東久留米市の地域福祉推進につながると考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお
願いいたします。以上でございます。

会長：

ありがとうございます。

事務局：

1点、今日いただいたご意見で修正をかけます。それについては、事務局と、会長のほう
に確認いただいて、それで答申という形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお
願いいたします。

会長：

責任が最後、私に回って来たなという感じで、今、そうなのだと思いますけれども。あ
りありがとうございました。

4 閉会

会長：

改めまして、本当に皆様にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。振り返
れば1年半お時間を割いていただいて、もちろん事務局も大変だったと思います。私自身も

こういう役割は実際初めてで、皆様方のほうから見たこちらはありますけれども、慣れない進行やまとめで、いろいろと皆さんにご迷惑をかけたことも多々あったのではないかと
思うのですけれども、本当に皆様方が回を重ねるごとに遠慮なく積極的にご発言もいただ
けました。これはぜひ答申の場面で、私、市長にお伝えしたいと思っているのですけれども、
こういった場が本当に地域をつくっていくことにもなり、市民の力を高めていくという、こ
れの積み重ねだと思います。皆様方がこれからもこういった場に参画いただけるというこ
とが東久留米の財産になっていくのではないかと、市民ではないですが、清瀬にいる人間と
して感じたところです。そういった意味でも、ぜひ皆さんからもご協力をまたいただけたら
ありがたいと思っています。

くどいのですけれども、1つ、ここは事務局の方皆さんに頑張っていたきたいのは、10
年という計画期間ですので、5年で区切りと考えていると、本当にいろいろな問題が埋没し
てしまいます。せっかくここでいろいろな問題意識をお持ちになった方々がこのようにい
らっしゃるわけですし、都度いろいろな場面でこの計画、あるいは地域の課題というところ
を振り返られる場をぜひつくっていただければと、それが進行管理、進捗管理ということに
も置き換えていけるのではないかと考えていますので、この辺りはぜひ、そのマネジメン
トをするのが事務局というか市だと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいというこ
とで、最後に締めくくらせていただきたいと思います。

それでは、本日予定していたものは今の内容で全て終わりでございます。議事進行にご協
力いただきまして、また、1年半、皆さんありがとうございました。またお会いできればと
思います。ありがとうございました。

私が終わらせていいのでしたか。最後はそちらではなくてよろしい？ 締まりがあれで
すけれども。こんなものですか。

事務局：

ありがとうございました。

会長：

ありがとうございました。

以上